

令和6年度 徳島県スポーツ施設等安全管理講習会

繰り返される学校でのスポーツ・ 体育事故から子ども達を 守るために

弁護士 阿部 新治郎
井澤・黒井・阿部法律事務所



Contents

防げる／防がなければならぬ事故を防ぐために

1. 事故予防のために必要な視点（最善の策と次善の策）
2. 事故事例の共有と事故防止に何が必要であったのかの具体的知見

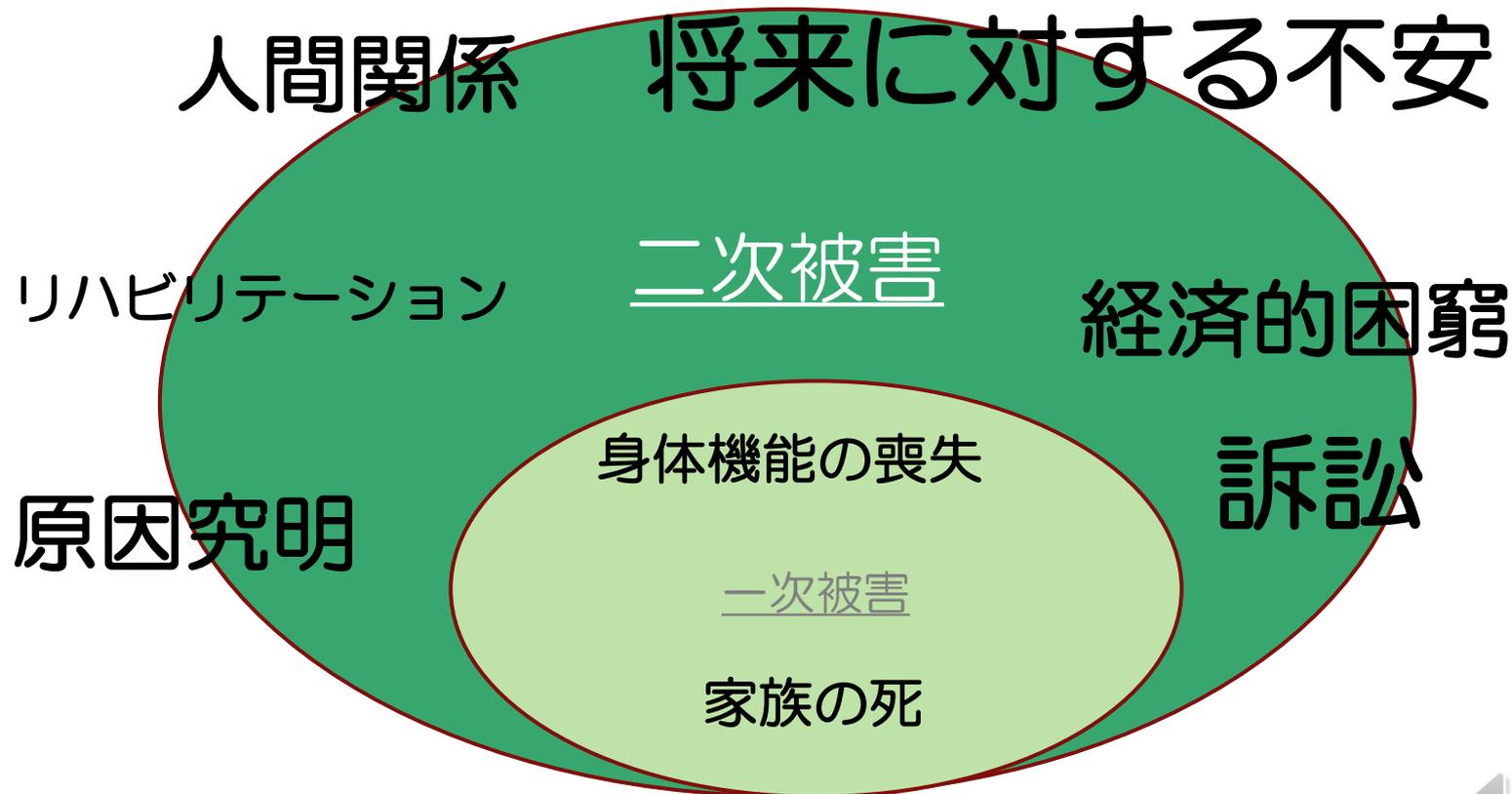


スポーツ・体育事故がもたらす結果

- 1 被災者・家族の被害
- 2 指導者・学校の負担
- 3 集団・社会に与える影響



スポーツ事故被災者・家族の心の中



スポーツ事故被災者の現状

- ▶ スポーツで重篤な事故や死亡事故が起きた場合、事故被災者本人や家族、残された遺族（以下、事故被災者ら）に降りかかるのは、事故が起きたという事実だけに留まらない。スポーツ事故に対応した補償の不備によって経済的に困窮する生活、事故対応が十分に行なわれなかったために我が子の亡くなった経緯すら明らかにならない現状等、様々な「課題」に直面する。そして、「課題」に直面した事故被災者らを救済する手段は、裁判しか残されていない。しかし、裁判を選んだ時点で所属していたチームとの関係性は崩壊し、かえって原因究明が困難となる可能性もある。また、証人集めや証拠となる材料の収集などによる心身への負担も甚大である。

残された裁判という選択肢とその弊害

○ 過失責任主義による弊害

- 人間関係の崩壊

両者の関係は崩壊の一途をたどる



- 過失責任による指導者への負担

原因の究明が困難となり、後世において同様の事故を繰り返す



事故予防のための視点①

(民事訴訟の構造と限界)

被災者の希望

- 1 賠償（経済的補填）
- 2 真相究明
- 3 再発防止

何れも民事訴訟では十分に果たされない

民事訴訟の構造と限界

- ① 賠償請求として金銭請求による他ない
- ② 賠償請求訴訟の目的 = 損害の分担 = 「適正」な賠償金支払
- ③ 訴訟の対立構造下における立証責任のルール
 - 被害者が事故態様を自ら証明して裁判官に認めさせる必要性
- ④ 裁判所の姿勢
 - 法的判断を可能とする直近過失を判断し、本質には至らない



事故を紛争にしない視点

表 1-1 学校体育・スポーツ事故紛争を予防する視点

事故を生じさせない対応			
I	i	施設 月具	1 危険な施設・用具を放置しない／危険な施設・用具を安全であるように見せない
			2 施設・用具の使用方法を遵守する
	ii	指導者 教員	1 正しい指導方法
			2 活動を行う環境、競技特性の危険性、プレーヤーの健康状態などの把握と対応
	ii	児童・生徒	ルール（競技規則＋競技の特性から導かれる不成文のルール）をまもる
v	学校/ 競技団体	安全を確保するための物的人的条件（競技規則）の整備	
II	事故後の対応（1）事故が生じて、死亡・重傷などの重大な健康被害にしないための対応		
III	事故後の対応（2）事故を紛争にしない・紛争を拡大することを防ぐ適切な対応		

事故予防のための視点②

(事故が起きない環境をつくる)

責任判断と事故予防は異なる

- ・ 責任判断 = 事故が起きたときに自分が責任を負わない
- ☆ 事故予防 = そもそも事故を起こさない

児童生徒 / 指導者・学校 / スポーツ集団により幸福をもたらすものはどちらか？

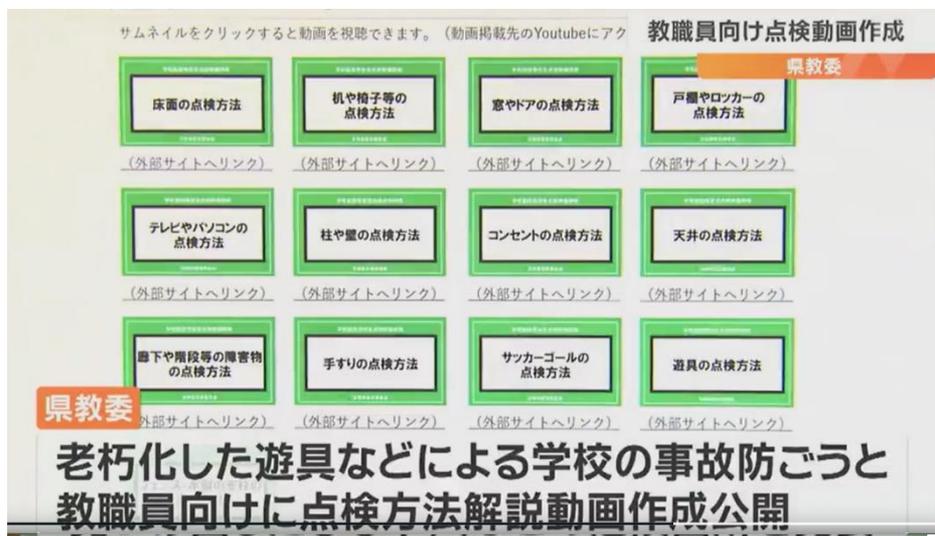
(十分な補償や事故調査に関する社会制度の拡充は将来的課題)

事故が発生した本質的原因？

⇒ 事故が起きる環境を知り、探し、変える







事故予防のための視点③

(事故事例・客観的知見を共有する)

- 事故事例の共有
 - ⇒ 同種の事故を繰り返さない第一歩
 - (現場教員による自助努力の限界)
 - それでも、、、例えば、
 - 「 日本スポーツ振興センター
 - ・ 学校等事故事例検索データベース
 - ・ 学校等での事故防止対策集」
- 客観的なデータに基づく知見の共有
 - ⇒ 科学的エビデンスや客観的資料の裏付けを持った分析と対策



		負傷の発生場面					
		休憩時間	課外指導	各教科等	学校行事	特別活動	合計
受傷 機 転	ゴールに衝突、あるいはゴールやネットにつま ずき・引っ掛かり転倒し、負傷	703	420	204	25	33	1,385
	ゴールを運搬、設置準備、片付け時に負傷	13	194	63	7	4	281
	ぶら下がりや跳びつきにより負傷 [そのうちゴールの転倒による負傷]	88 [2]	29 [2]	39 [2]	8 [1]	6 [1]	170 [8]
	ネットやゴールの揺らしで生じた ゴールの転倒による負傷	4	1	2	0	0	7
	原因が不明なゴールの転倒による負傷	0	1	1	0	0	2
	風でゴールが転倒し、負傷	1	3	7	1	0	12
	ゴールに登る、あるいは腰かけて落下し、負傷	17	0	1	0	0	18
	ゴール固定用金具/重り/ワイヤー/ロープ、あ るいはネットを留めるフック等で負傷	19	9	3	0	1	32
	その他	10	3	1	0	0	14
	合計	855	660	321	41	44	1,921

ゴールが転倒し、負傷した件数 = **29**件

サッカーゴールが倒れると、
どのくらいのが掛かるのかを測ってみました



ゴールぶら下がり中学生でも倒れる

も測定。平均約29キログラム重になり、ゴールの転倒に必要な力を上回った。

グループが日本スポーツ振興セン

ターの2014年度の記録を分析す

ると、サッカーゴールの転倒による

負傷事故は29件だった。ゴールと地

面に接まれた場合の衝撃力は、頭蓋

骨が骨折する値の約3・9×5・4

倍になるといふ。突風で倒れる可能

性もあり、重りなどでゴールを固定

する対策を求めている。(滝沢幸

に体を揺らして水平方向にかかる力

サッカーゴールは中学生1人でも

簡単に倒れることが、研究者らによ

る実験でわかった。クロスバーにぶ

ら下がって揺れることで、転倒する

力が生じる。ゴールの転倒事故防止

に向け、「絶対にぶら下がらない

で」と呼びかけている。

実験したのは産業技術総合研究

所も弁護士らで作るグループ。27日

に早稲田大学で開かれるシンポジウ



サッカーゴールのクロスバーに見立てた棒にぶら下がり、水平方向にかかる力を測定実験

産総研など注意喚起

ムで実験結果を発表する。

実験では、アルミ製のサッカーゴ

ール(約100キログラム)をロープで引っ張

り、倒れるのに必要な力を繰り返し

計測。重りなどで固定されていない

場合、最小約29キログラム重で倒れた。

一方、中学生の男女10人(体重38

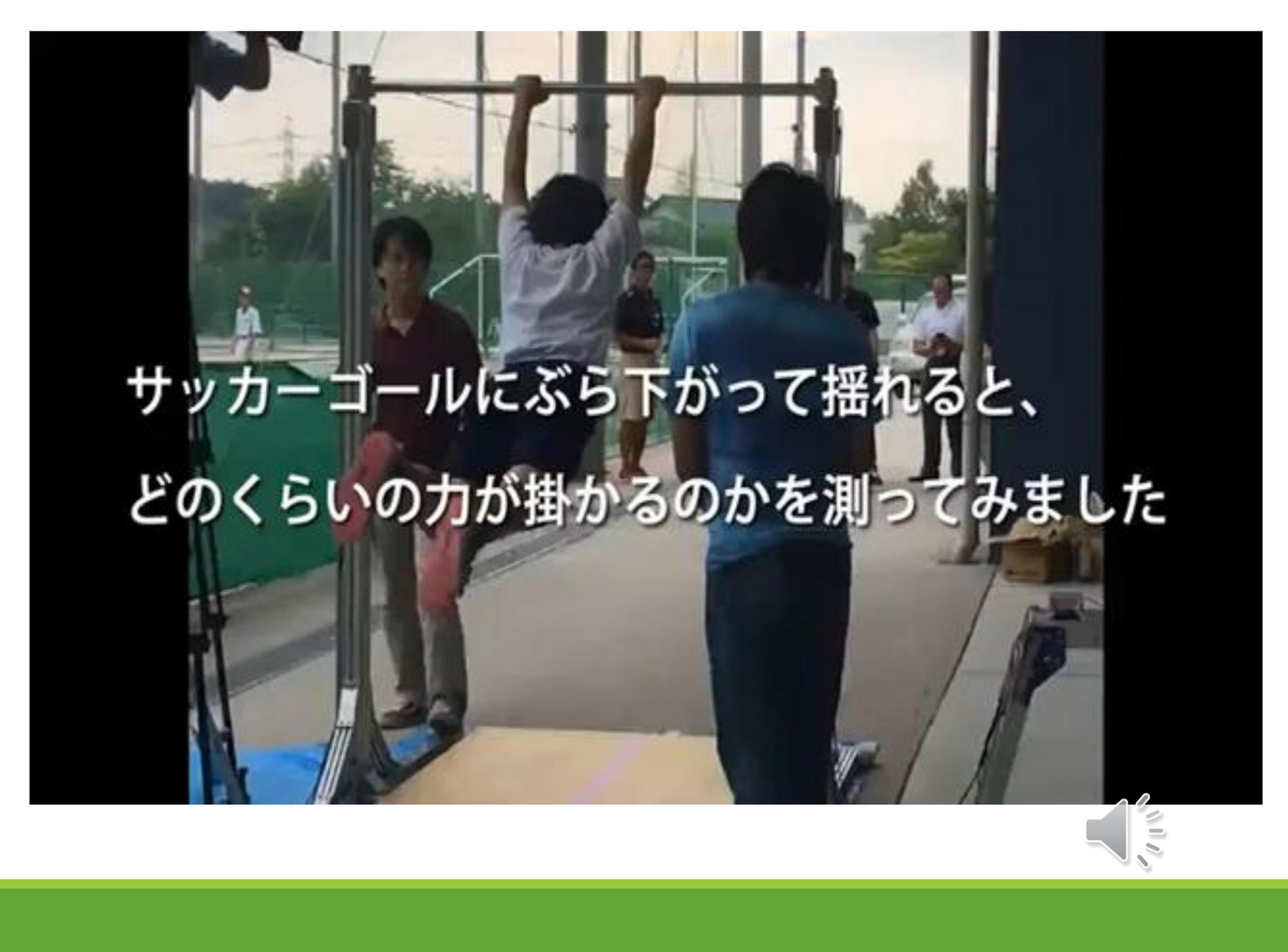
〜55キログラム)が見立てた装置に

1人ずつぶら下がり、振り子のよう

に体を揺らして水平方向にかかる力

⑤ デジタル版に動画



A person in a white shirt is hanging from a horizontal bar in a gymnasium. They are swinging and shaking. Several other people are standing around, watching. The background shows a large window with a view of the outdoors.

サッカーゴールにぶら下がって揺れると、
どのくらいの力が掛かるのかを測ってみました



実効性のある予防策に向けた提言

■ 提言1:ぶら下がらない、懸垂しない。

⇒倒すこと自体が極めて危険な作業。転倒時は、1.8トン(アルミ製)～3トン(鉄製)程度の力が発生する危険がある。これは頭蓋骨骨折するレベル(350～500kgf)を大きく上回る力で、実際、数多くの死者が出ている。運搬も労働安全の観点からは一人当たり15kg未満が目安。今日紹介した動画を活用し、児童・先生に危険性を効果的に伝えるのも一案。⇒これが無理な場合は、提言3へ

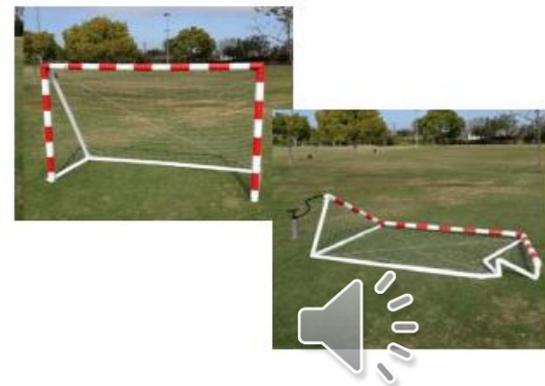
■ 提言2:杭に固定すること(次善策:100kg以上の重りで固定する)

⇒人は跳びつきたくなる・揺らしたくなる欲求があるので、一人が跳びついて(40kgf発生)転倒しにくいようにする。突風(瞬間最大風速30m/sで、平均風速だと15～20m/s)では100kgfの力がかかる。ゴールの奥行が60cmなどと危険なゴールも存在。簡単に固定できる製品(重りや杭)が売られており、これを利用する。⇒これが無理な場合は、提言3へ



■ 提言3:安全な簡易・軽量ゴールの開発・安全基準づくり。

⇒強固すぎるゴールが問題で、そのままでは軽量化は困難。軽量で簡易な練習用ゴールが不可欠。練習用としては軽い素材が良い。形状の工夫(奥行をゴール高さよりも長くするなど)によっても、転倒しにくい効果が出せる。傷害リスクが低いのは、海外文献では、18kg以下。



女子野球部員が意識不明、移動式の打撃ケージの下敷き…全国出場の札幌新陽高校、現場は初めて使用の学校外のグラウンド

5/12(金) 9:04 配信 608

HBC北海道放送



女子部員が下敷きになった移動式バッティングケージ

6日午前、札幌新陽高校の女子硬式野球部の部員が学校外のグラウンドで練習中、倒れたバッティングケージの下敷きになり、意識不明の重体になっていることがわかりました。

【写真を見る】女子野球部員が意識不明、移動式の打撃ケージの下敷き…全国出場の札幌新陽高校、現場は初めて使用の学校外のグラウンド

札幌新陽高校によりますと、6日午前9時半ごろ、札幌市豊平区の札幌大学のグラウンドで、女子硬式野球部の練習中、女子部員が移動式のバッティングケージの下敷きになりました。

女子部員は、頭を強く打って、意識不明の重体です。

当時、女子部員は、他の4人の部員とバッティングケージを押して移動させていた際、ケージが倒れ、下敷きになったということです。

札幌新陽の女子野球部が、このグラウンドを使用するのは初めてでした。

倒れた移動式バッティングケージは、高さ2.9メートル、奥行6.0メートル、幅2.5メートル、金属製の支柱にネットを張った構造で、キャスターが付いていました。

打撃ケージの下敷きになり野球部員大けが 顧問の高校教諭を書類送検

5/11(木) 10:46 配信 23

朝日新聞
DIGITAL



長崎県

長崎県立波佐見高校（波佐見町）のグラウンドで昨年9月、野球部の1年生の男子生徒が倒れてきた打撃練習用ケージの下敷きになり、大けがをした事故で、県警川棚署は10日、野球部顧問の男性教諭（54）を業務上過失傷害の疑いで書類送検し、発表した。当時、生徒は台風の接近に備えてケージの撤去・収納作業をしていたといい、署は顧問が作業に立ち会わず、生徒に任せきりにしたことで事故につながった疑いがあると判断した。

川棚署によると、生徒は昨年9月5日午後4時15分ごろ、顧問の指示を受け、他の部員6人とともにケージを片付ける作業中に下敷きになった。ケージは全長約14・3メートル、高さ3メートル、重さ330キロ。3面あるネットがコの字形につながれた構造で、折り畳み式になっている。けがをした生徒は、各面を折り畳んでケージを片付けようとした際、倒れてきたケージの下敷きとなったという。顧問はその場におらず、生徒だけでケージを撤去していた。

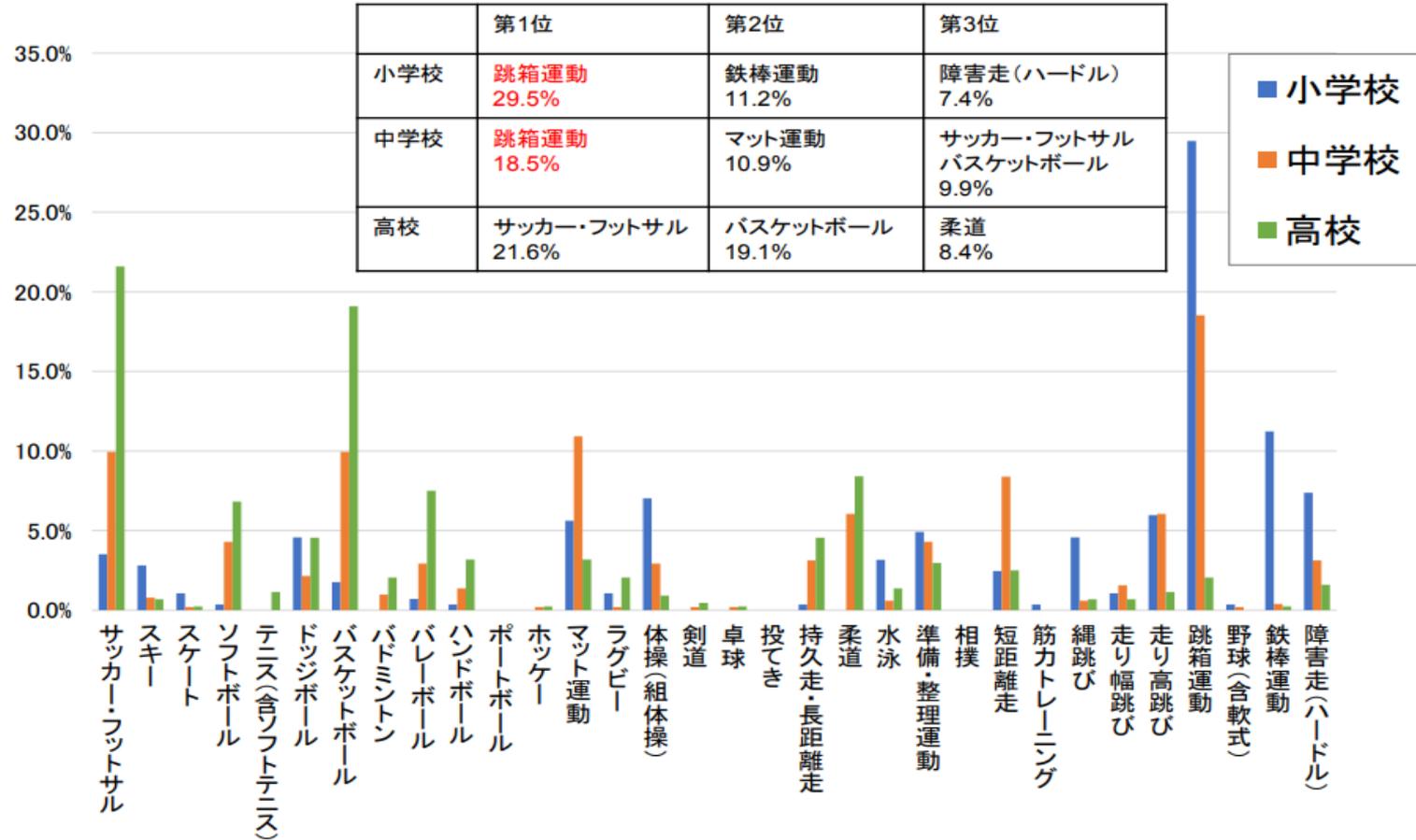
署は、大人が監督せずに生徒だけで不慣れなケージの撤去をさせれば、事故につながる可能性があることを認識しながら立ち会わず、結果的に事故につながったとみている。

下敷きになった生徒は首の骨が折れるなどの大けがを負い、現在も入院しているという。

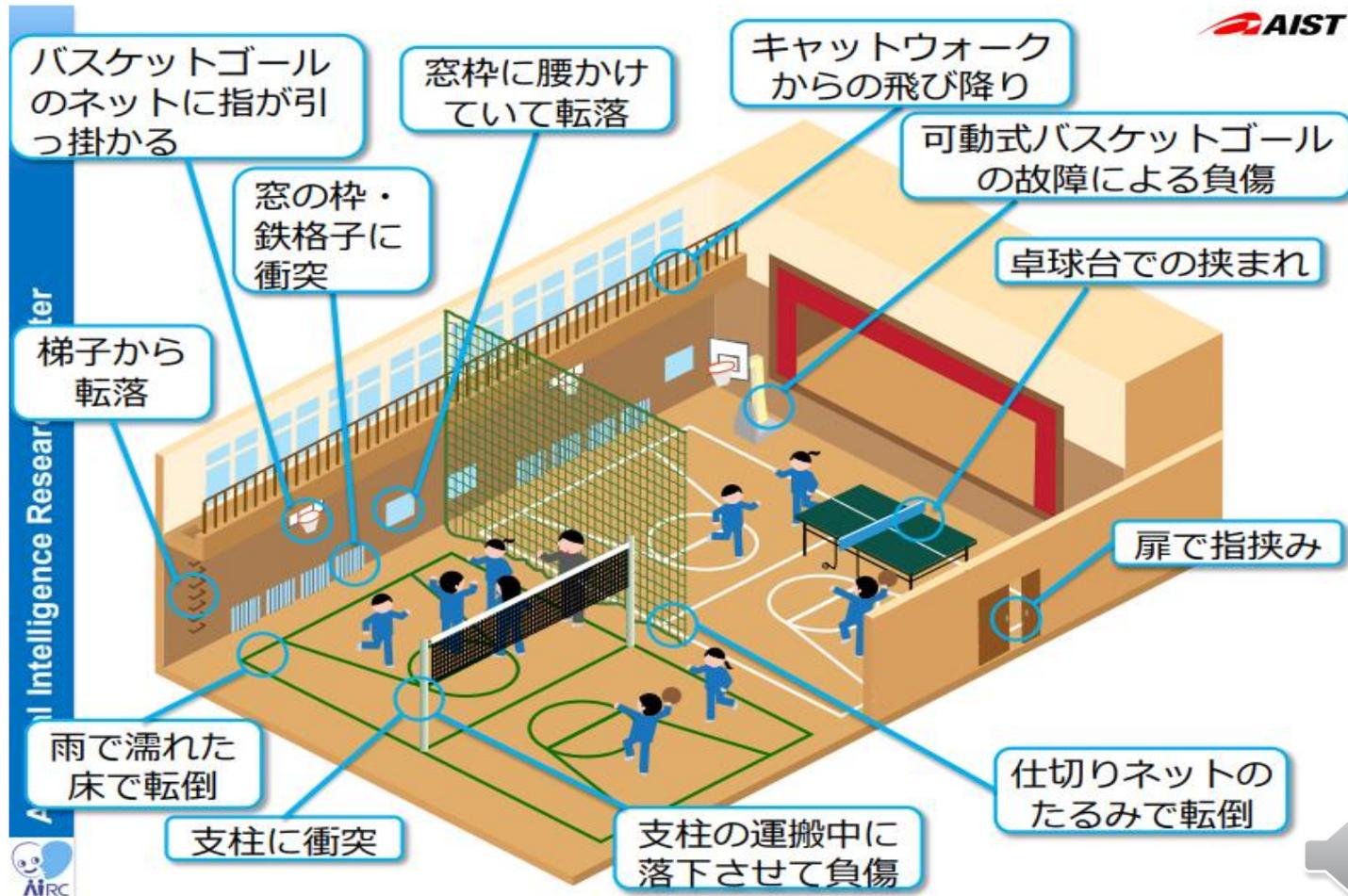
年齢及び性		重量（単位キログラム）	
		断続作業の場合	継続作業の場合
満十六歳未満	女	十二	八
	男	十五	十
満十六歳以上満十八歳未満	女	二十五	十五
	男	三十	二十



運動指導名称ごとの発生割合(体育):給付金額5万円以上



① 体育館施設における事故の実態について ~JSCのデータ分析から~
北村 光司 (国立研究開発法人 産業技術総合研究所 主任研究員)



一般社団法人日本公園施設業協会 遊具の安全に関する基準JPFA-SP-S:2024

安全に必要なことが具体的にまとめられています

「遊具の安全に関する規準」では、多岐に渡って安全に関する項目を具体的に取り上げています。その一例をご紹介します。

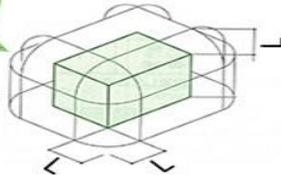
■安全領域

安全領域とは、遊具の安全な利用行動に必要なとされる空間で、子どもが遊具から落下したり、飛び出したりした場合に到達すると想定される範囲です。

この範囲には重大事故に結びつくような植栽や照明灯などの障害物や、石やガラスなどの異物、凹凸や固い設置面があってははいけません。



安全領域はあらゆる方向に確保する必要があります。

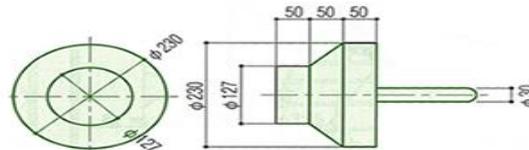


Lは安全領域の範囲

落下の高さ600mm以下の
場合の最小値1500mm
落下の高さ600mmを超える
場合の最小値1800mm

■開口寸法

子どもの体形は胴体より頭部の方が大きいので、胴体が入って頭部が抜けられない状況が一番危険な状態となります。このため、遊具の開口部は胴体が入らない構造とするか、胴体が入る場合は頭部が通り抜ける構造としなければなりません。



JPFA点検器具A

φ230: 児童の頭部サイズ
φ127: 幼児の胴体サイズ

日本公園施設業協会 ホームページ抜粋(JPFA-SP-S:2014時のもの)

日本スポーツ振興センター 学校における固定遊具による事故防止策



緊急開催！

これで防げる！学校体育・スポーツ事故

プレシンポジウム **熱中症から子どもを守る**

2024年5月26日(日) 14時～ オンライン開催



今秋以降に開催が予定されている第8回シンポジウムでは、「熱中症」をテーマとする予定ですが、学校やスポーツ指導の現場で今夏から実践できる熱中症対策について検討するために、プレシンポジウムを開催いたします。

このシンポジウムは、繰り返される様々な学校体育・スポーツ事故を予防することを目的に、2017年からこれまで7回にわたり開催してきました。学校現場の先生方などにすぐ活用していただけるよう、科学的エビデンスに基づいた具体的な提言をおこなってきました。



参加無料

日時 2024年5月26日(日) 14時～16時

会場 ZOOMミーティングによるオンライン開催

定員 80名(先着順)

※受付〆切 5月24日(金) 17時 ただし、定員に達した場合はその時点で受付を終了します。

対象 学校教員、自治体関係者、スポーツ指導者、その他本テーマに関心をお持ちの方

■プログラム■

①学校体育・スポーツ活動における熱中症とその予防(仮題)

川原 貴(日本スポーツ協会スポーツ医・科学委員会委員長、大学スポーツ協会副会長)

1976年東京大学医学部卒業。東京大学医学部助手、教養学部講師、助教授を経て2001年国立スポーツ科学センター・スポーツ医学研究部長、2014年同センター長、2017年退職。1991年日本体育協会(現在の日本スポーツ協会)に熱中症予防研究班を立ち上げ、「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」、「熱中症予防運動指針」などを作成、熱中症予防に取り組んでこられた。



②報告

矢口 まゆ(町田市議会議員)・・・学校現場における熱中症対応の課題～自治体議会の議論から

渡邊 祐介(理学療法士)・・・フェンシング競技における熱中症の状況

置塩 正剛(弁護士・くく法律事務所)・・・陸上競技ジュニア指導における熱中症の対策

③ディスカッション・質疑応答

■参加方法■

こちらの二次元バーコードを読み込んで申し込みください。

<https://forms.gle/xpgS3HNPtrmGDN6r9>からも申し込みいただけます。

お申込みをいただいた方に、ZOOMミーティングのリンクをお知らせいたします。



■主催■

一般社団法人 日本スポーツ法支援・研究センター
NPO法人 Safe Kids Japan

■お問い合わせ先■

埼玉総合法律事務所 弁護士 佐渡島 啓
(TEL:048-862-0355)



まとめ

- ・ 最善の策 = 事故を発生させない
 - ① 事故事例の共有
 - ⇒ 同じ事故を繰り返さない
 - ② 事故が起きる環境を知って変える
 - ⇒ 事故を起こさない
 - ③ 客観的で裏付けのある知見の共有
 - ④ 児童生徒も主役となる手段
- ・ 次善の策 = 事故を重大化させない、紛争化させない
 - ① 事故結果を重大にしないための環境
 - ② 被災者の希望を理解する
 - ⇒ 責任論より優先させるべきこと
 - ③ 訴訟がもたらす弊害
 - ⇒ 民事訴訟の構造と限界

